

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月15日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の制定について

木津川市条例第19号

木津川市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例（案）

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費の財源を確保し、対策の推進を図るため、当該対策の支援の意向による寄附金等を原資として、新型コロナウイルス感染症対策応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	承認第2号 木津川市新型コロナウイルス感染症対策応援基金 条例の制定について	
担 当 課	財政課 財政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルスの感染拡大によって、市民生活や地域経済に甚大な影響が生じている状況に鑑み、これに対する感染症予防対策及び地域経済対策に要する経費の財源を中長期的に確保するため、木津川市新型コロナウイルス感染症対策応援基金を設置するものです。	
提案に至るまでの経緯	・政策会議(5月13日)	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	② 行財政改革 ア・効果的・効率的な事業の実施
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度)	
	<input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	新型コロナウイルスの感染拡大により、市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしていることから、地域全体で支え合い、乗り越えていくため、頂いた寄附金をマスク、消毒液等を始めとした物資の購入費など、市民のみなさまの生命を守るために必要な取り組み、また事業活動への支援などに活用します。	